

様式第 1 号（第 2 条関係）

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	選挙人名簿	
行政機関等の名称	つがる市選挙管理委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	つがる市選挙管理委員会事務局	
個人情報ファイルの利用目的	選挙時登録の基準日現在でその選挙の選挙権を有する者を登録し、選挙期日現在で有権者を確定させる	
記録項目	1 個人番号、2 世帯番号、3 名簿番号、4 投票区、5 氏名、6 住所、7 生年月日、8 性別、9 続柄、10 行政区、11 登録事由・登録年月日・表示年月日、12 抹消の該当又は非該当・抹消年月日・抹消予定年月日、13 失権の該当又は非該当・失権年月日・復権見込年月日、14 転出先住所、15 転居元住所、16 異動事由・異動届出日、17 郵便等投票資格状況、18 船員投票資格状況、19 選挙権について登録の有無・資格の有無、20 転出照会の該当又は非該当、21 投票状況	
記録範囲	登録基準日現在でつがる市に引き続き 3 箇月以上住所を有し、選挙期日現在で満 18 歳以上の者（登録基準日後に死亡した者、登録基準日時点で転出後 4 箇月経過していない者を含む）	
記録情報の収集方法	住民基本台帳システムからのデータ取り込み及びつがる市民生部市民課からの情報提供による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	失権者として、公職選挙法第 11 条第 1 項、同法第 252 条、政治資金規正法第 28 条の各該当者はその旨が記録される	
記録情報の経常的提供先	選挙人名簿抄本の閲覧申出者（ただし、公示又は告示日から選挙期日の 5 日後までは閲覧できない）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称） つがる市選挙管理委員会	
	（所在地） 青森県つがる市木造若緑 61 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	

記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	なし
備 考	